

# 小規模企業共済制度の 平成29年度付加共済金の支給率について

平成29年3月  
中小企業庁

# 1. 小規模企業共済の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、制度導入以降、支給実績はない。

## 共済金の支給イメージ

付加共済金  
(毎年度計算)

基本共済金  
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

## 付加共済金の支給率を決定するための計算方法

### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}}$$

#### ① (分子) 付加共済金原資 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては平成29年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計して得た、平成29年度末の剰余金見込み額。

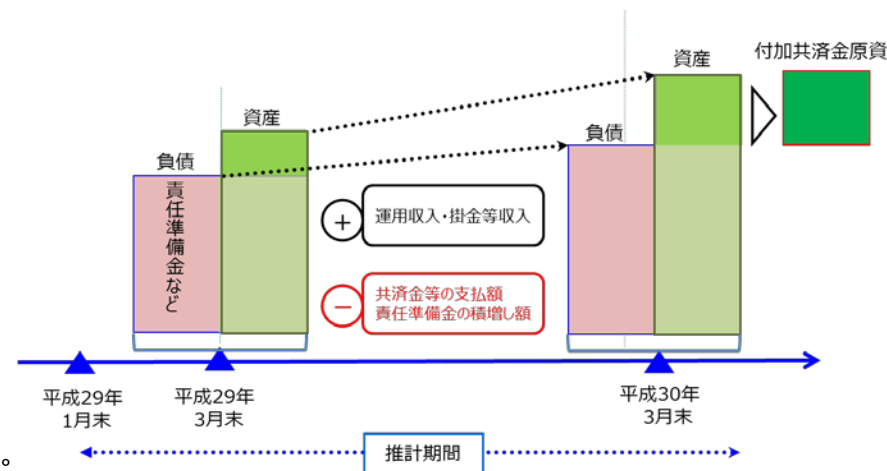
#### ② (分母) 仮定共済金等の発生見込み総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成29年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

### 付加共済金原資の計算イメージ



### (2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

## 2. 平成29年度の支給率の算定

### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資」(分子) を算定すると1,119億円となる。

#### (算定方法)

(イ 当該年度の運用収入・掛金等収入) - (ロ 当該年度の共済金等の支払に充てる額) - (ハ 当該年度末以降の共済金等の支払に充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額) + (ニ 当該年度の前年度の年度末の剰余金) により算出。

#### 付加共済金原資額の算定

付加共済金原資の算定過程		金額内訳	推計方法
イ 平成29年度の運用収入・掛金等収入	7,268億円	掛金等収入(①+④)	6,365億円 在籍者数から推計。新規加入者数は、27年度実績を元に算出。その他(掛金未納者の解約手当金等の時効経過による繰入等)9億円を含む。
		運用収入(②)	903億円 債券のクーポン、生命保険資産等による収入。
		信託運用損益(⑦)	0億円 運用リスクは「(2)『支給率』の決定」で考慮することとし、この段階では0(据え置き)と仮定する。
ロ 平成29年度の共済金等の支払に充てる額	7,316億円	共済金等(⑤+⑨)	6,987億円 脱退率から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定。その他53億円を含む。
		分割共済金(⑥)	329億円 脱退者のうち一定割合が分割支給を選択するものとして推計して算定。
ハ 平成28年度末の責任準備金に積み増す額	▲112億円	責任準備金繰入(増加)(⑧)	0億円 加入期間が長い共済契約者が多く脱退する見込みとされているため、責任準備金が減少することとなった。
		責任準備金戻入(減少)(③)	112億円
ニ 平成28年度末の剰余金	1,055億円		
イ-ロ-ハ+ニ			
= 平成29年度末の剰余金(付加共済金原資額)		1,119億円	

#### 小規模企業共済の財政収支の予測

(金額単位: 億円)

区分	平成28年度見込	平成29年度見込
1. 収益	8,028	7,379
掛金等収入	6,062	6,355 <sup>①</sup>
運用収入等	1,956	903 <sup>②</sup>
責任準備金戻入	0	112 <sup>③</sup>
その他	10	9 <sup>④</sup>
2. 費用	6,948	7,316
共済金等	5,395	6,934 <sup>⑤</sup>
分割共済金	331	329 <sup>⑥</sup>
信託運用損	0	0 <sup>⑦</sup>
責任準備金繰入	1,159	0 <sup>⑧</sup>
その他	63	53 <sup>⑨</sup>
3. 当期利益・損失 (= 1. - 2. )	1,080	64
4. 資産	90,633	90,673
5. 負債	89,578	89,554
基本額に係る責任準備金	86,809	86,677
分割責任準備金	1,704	1,724
その他	1,065	1,153
6. 剰余金・欠損金 (= 4. - 5. )	1,055	1,119
7. 運用利回り	2.21%	1.01%
国内債券(簿価)	1.41%	1.31%
短期資産	0.01%	0.01%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%
信託資産	5.98%	0.00%
生命保険資産	1.11%	1.11%

※1 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。

※2 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

## (参考) 「支給率の基準となる率」の算定における運用資産の予測手法

○ 平成16年7月、独立行政法人会計基準とともに時価会計が導入されたことに伴い、「支給率の基準となる率」の算定にも、時価会計が導入された。

○ 率の算定に必要な、翌年度末までの時価の予測には、算定時点で把握しうる限り最新※となる時価を用いることが報告された。

※ 平成20年度支給率算定時から、翌年1月末の時価を用いている。

○ 平成17年度以降、翌年度末の時価の予測には、この手法を用いている。

(出所) 平成17年3月7日 中小企業政策審議会  
第11回経営安定部会資料

「支給率の基準となる率」の算定方法における時価会計の導入について

### 1. 「支給率の基準となる率」算定にあたっての会計基準について

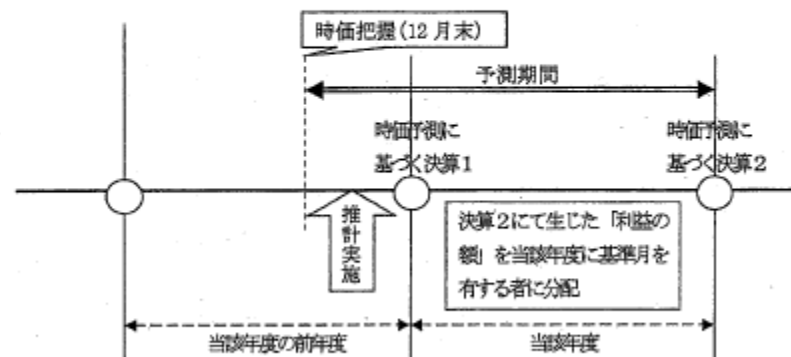
「支給率の基準となる率」の算定については、これまで中小企業総合事業団の会計基準である特殊法人会計基準(簿価会計)により算定された資産、運用収入等をもって計算を行ってきたところである。

昨年7月に事業団が独立行政法人化(中小企業基盤整備機構)され、その会計基準については時価会計が導入されたが、「支給率の基準となる率」の算定方法についても、共済契約者に対する説明の透明性、民間企業並みに財務状況の評価を行おうとする独立行政法人制度の趣旨及び中小機構の事務負担等をかんがみ、資産については時価会計を導入することとした。

### 2. 「支給率の基準となる率」算定に用いる資産の時価評価額について

時価会計を導入した場合、「支給率の基準となる率」の算定に必要な翌年度末までの時価の予測が必要となるが、時価を反映させ、かつ将来の予測に対する乖離リスクを抑えるため、算定時点で把握しうる限り最新(12月末時点)の時価を用いることとした。

【付加「支給率の基準となる率」の算定についての時価評価の反映方法】



# (参考) 過去の小規模企業共済事業の収支状況の推移

(平成24～27年度)

(金額単位：億円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績	前回算定時点の 平成27年度見込額
① 収益	9,174	8,874	9,179	6,832	6,823
掛金等収入	5,297	5,396	5,547	5,765	5,793
運用収入等	3,543	3,450	3,615	1,023	994
責任準備金戻入	299	0	0	0	0
その他	35	28	17	45	36
② 費用	6,462	6,257	6,413	7,540	7,246
共済金等	5,964	5,362	5,189	4,907	5,346
分割共済金	454	418	376	343	344
信託運用損等	0	0	0	867	593
責任準備金繰入	0	431	803	1,374	917
その他	45	47	45	49	46
③ 当期利益・損失 (= ① - ②)	2,712	2,617	2,766	▲ 708	▲ 422
④ 資産	80,882	83,963	87,598	88,306	88,126
⑤ 負債	85,582	86,046	86,915	88,331	87,865
基本額に係る責任準備金	82,593	83,192	84,126	85,611	85,133
分割責任準備金	2,152	1,984	1,853	1,743	1,764
その他	837	871	936	977	968
⑥ 剰余金・欠損金 (= ④ - ⑤)	▲ 4,700	▲ 2,083	683	▲ 25	261
運用利回り	4.56%	4.28%	4.30%	0.18%	0.46%
国内債券(簿価)	1.71%	1.68%	1.60%	1.53%	1.53%
短期資産	0.10%	0.08%	0.08%	0.08%	0.06%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
信託資産	17.78%	15.97%	17.01%	▲4.70%	▲3.32%
生命保険資産	1.63%	1.90%	2.35%	1.86%	1.11%

※1 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、ともに控除している。

※2 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

# (1) 「支給率の基準となる率」の算定 (つづき)

②「**仮定共済金等の発生見込総額**」※ (分母) を算定すると7兆7,671億円となる。

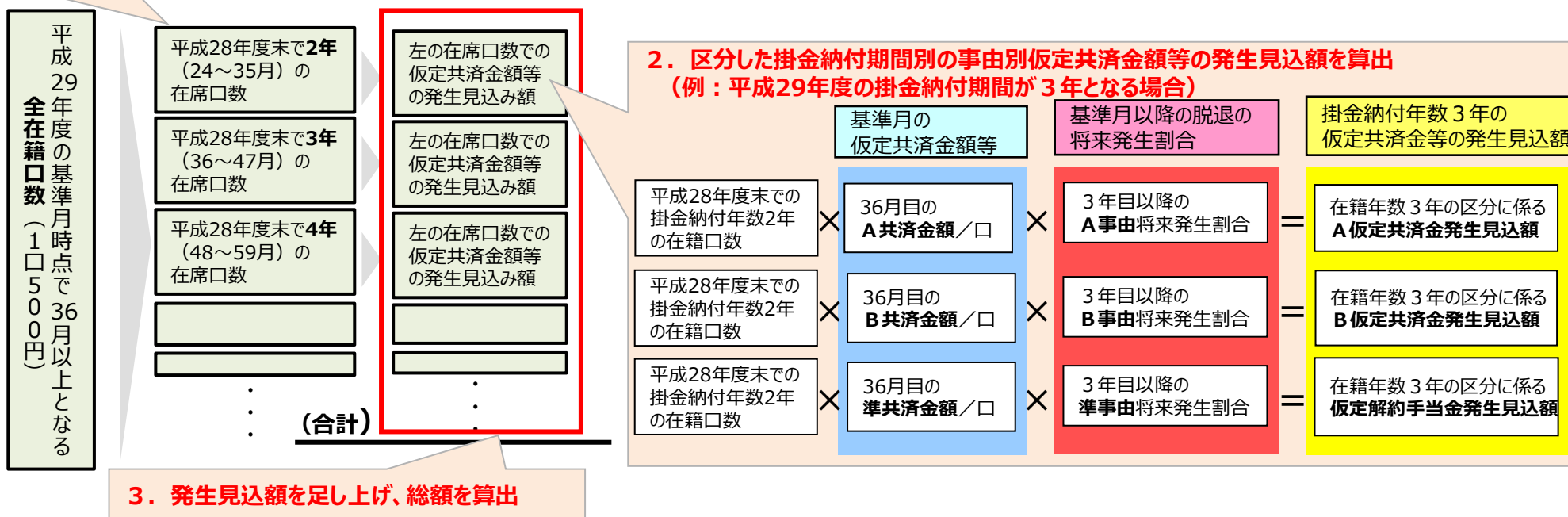
※平成29年度の基準月\*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、事由毎 (A共済、B共済及び準共済) の発生割合を乗じて算定した金額の総額。( \*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。)

## 算出方法 (施行規則第10条の2)

1. 平成29年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数 (1口500円) を1年毎のグループに区分。
2. 掛金納付期間別の事由別仮定共済金額等の発生見込額を算出。
3. 2. 掛金納付期間別の事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算出する。

### 1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

### 算出の流れ (イメージ図)



「小規模企業共済法施行規則」  
(支給率)  
第十條の二

2 法第九條第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた**仮定共済金額**に当該掛金区分に係る法第九條第一項 各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた**仮定解約手当金額**に当該掛金区分に係る法第七條第四項各号 (同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。) に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

## (1) 「支給率の基準となる率」の算定 (つづき)

以上①、②から、③「支給額の基準となる率」を算定すると0.01441となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給額の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}} \\ &= \frac{1,119\text{億円}}{7兆7,671\text{億円}} \\ &= 0.01441 \end{aligned}$$



## (2) 「支給率」の決定

(1) で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

### 「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案」の考え方

#### 平成28年度算定時 (前回)

- 付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する必要がある。昨今の市場の動向を鑑みると、現時点において平成28年度末までに安定的に運用収入を得られることが確実に見通せる状況にない。

※ 平成28年1月末時点の係数による推計では剰余金(401億円)が生じる見込みだったが、委員会開催時の最新係数による推計では欠損金が生じる見込みに転じた。このため、勘案を行うにあたりシミュレーション等を用いる段階には至らなかった。

なお、平成27年度以前の支給率算定時は、各年度いずれも欠損金が生じる見込みとなっていた。

- こうしたことから、平成28年度の付加支給の実施については慎重になるべきと考えられる。

#### 平成29年度算定時 (今回)

- 引き続き、付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する。
- なお、平成29年度1月末時点の係数による推計では、剰余金が生じる見込み。支給率算定にあたり、以下の①及び②の数値も参考とする。

- ①モンテカルロシミュレーションによる解析データ
- ②期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計



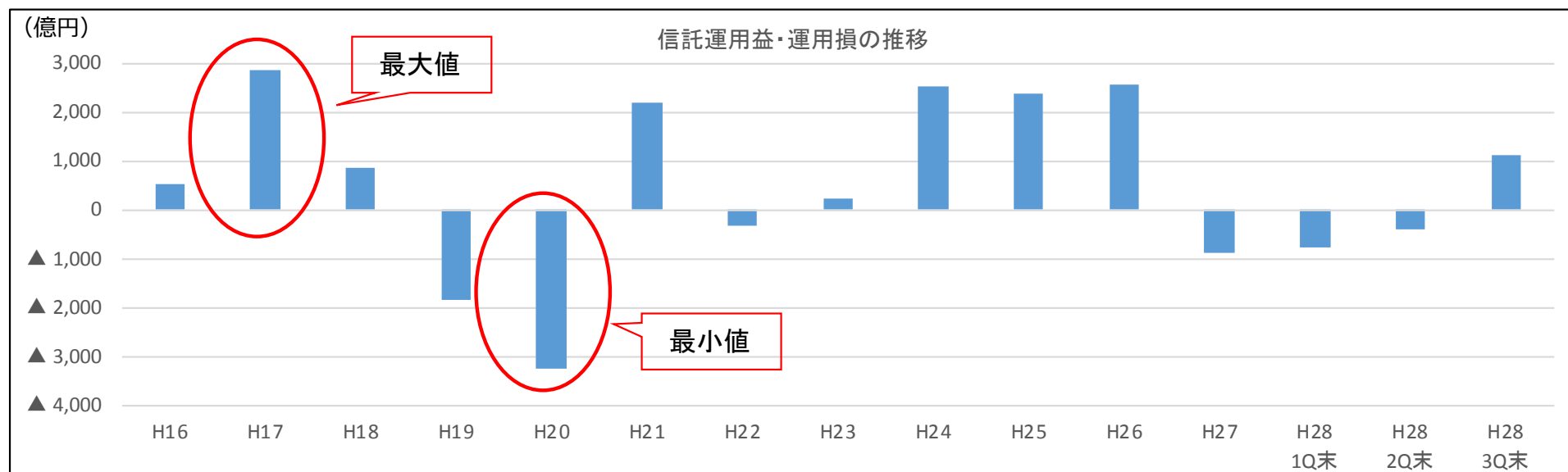
## (参考) 委託運用損益の過去実績

委託運用資産の運用損益は、最大値+2,860億円（平成17年度）、最小値▲3,252億円（平成20年度）となっている。

### 信託運用益・運用損の推移

(金額単位:億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 1Q末	H28 2Q末	H28 3Q末
運用益・運用損▲	524	2,860	856	▲1,860	▲3,252	2,190	▲330	226	2,518	2,404	2,567	▲867	▲782	▲404	1,117
利回り	2.66%	18.81%	5.59%	▲9.80%	▲19.18%	16.38%	▲2.17%	1.70%	17.78%	15.97%	17.01%	▲4.70%	▲4.60%	▲2.38%	6.58%



# (参考) 新旧ポートフォリオの運用資産構成と運用資産額

## 現行基本ポートフォリオ (期待収益率2.09%、標準偏差1.69%)

(平成21年8月改定)

	自家運用資産 81.7%				委託運用資産 (市場運用 (時価評価)) 18.3%				合計
	国内債券 (簿価)	短期資産	融資経理貸付金	生命保険資産	国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	
資産配分比率 (%)	70.2	2.0	6.0	3.5	4.8	5.3	4.8	3.4	100.0
許容乖離幅 (%)	±3.0	±2.0	-	±2.0	±2.0	±2.0	±2.0	±2.0	

運用資産額等の状況 (平成28年12月31日現在)

	自家運用資産				委託運用資産 (市場運用 (時価評価)) 20.2%				合計
	国内債券 (簿価)	短期資産	融資経理貸付金	生命保険資産	国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	
運用資産額 (億円)	61,763	3,072	3,468	3,265	5,261	4,814	4,974	3,023	89,640
資産構成比 (%)	68.9	3.4	3.9	3.6	5.9	5.4	5.5	3.4	100.0
現行基本ポートフォリオからの乖離幅 (%)	▲ 1.3	1.4	▲ 2.1	0.1	1.1	0.1	0.7	▲ 0.0	

現行基本ポートフォリオからの乖離 1.9%

## 新基本ポートフォリオ (期待収益率1.65%、標準偏差1.82%)

(平成29年4月改定)

	自家運用資産				委託運用資産 (市場運用 (時価評価)) 18.4%				合計
	国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	
資産配分比率 (%)	81.6				6.4	5.0	3.2	3.8	100.0
許容乖離幅 (%)	±2.0				±2.0				
資産配分比率 (%)	(委託運用資産を100とした場合の配分比率を右に記載)				(34.8)	(27.2)	(17.4)	(20.6)	
許容乖離幅 (%)	(委託運用資産を100とした場合の配分比率を右に記載)				±3.2	±2.5	±3.5	±4.0	

	自家運用資産				国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	合計
資産配分の変化幅 (新規-現行) (%)	-0.1				1.6	-0.3	-1.6	0.4	0.0

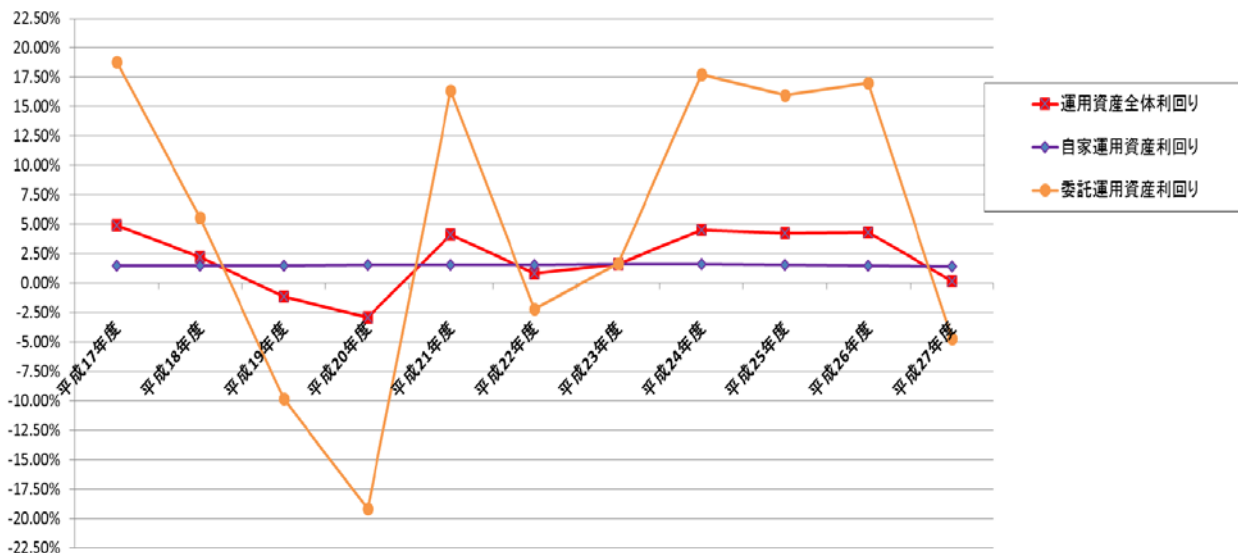
# (参考) 運用利回りの推移

▶ 運用資産全体の過去10年の平均運用利回り 1.79%  
 (過去5年の平均運用利回り：2.97%)  
 (予定利率1.00%)

▶ 自家運用資産は、毎年度安定した実績  
 ・ 過去10年運用益の平均：1,000億円  
 ・ 過去10年の平均運用利回り：1.55%  
 (過去5年の平均運用利回り：1.56%)

▶ 委託運用資産（内外の株式・債券を市場運用）  
 ・ 過去10年の運用益の平均：445億円  
 ・ 過去10年の平均運用利回り：3.10%  
 (過去5年の平均運用利回り：9.15%)

小規模企業共済資産の運用利回りの推移



	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		5力年の平均		
	運用損益額 (億円)	運用利回り	運用損益額 (億円)	運用利回り	運用損益額 (億円)	運用利回り	運用損益額 (億円)	運用利回り	運用損益額 (億円)	運用利回り	運用損益額 (億円)	運用利回り (幾何平均)	
運用資産全体	1,256	1.618%	3,543	4.556%	3,450	4.276%	3,615	4.305%	156	0.177%	2,404	2.97%	
内訳	自家運用資産	1,029	1.62%	1,024	1.61%	1,046	1.59%	1,048	1.53%	1,023	1.46%	1,034	1.56%
	委託運用資産 (市場運用分)	226	1.70%	2,518	17.78%	2,404	15.97%	2,567	17.01%	▲ 867	▲ 4.70%	1,370	9.15%

(注1) 運用資産全体および自家運用資産の運用損益(運用利回り)は、生命保険資産に係る付加保険料(費用科目)を控除したもの。

(注2) 委託運用資産の運用利回りは、時間加重収益率(報酬控除前)で算出したもの。□

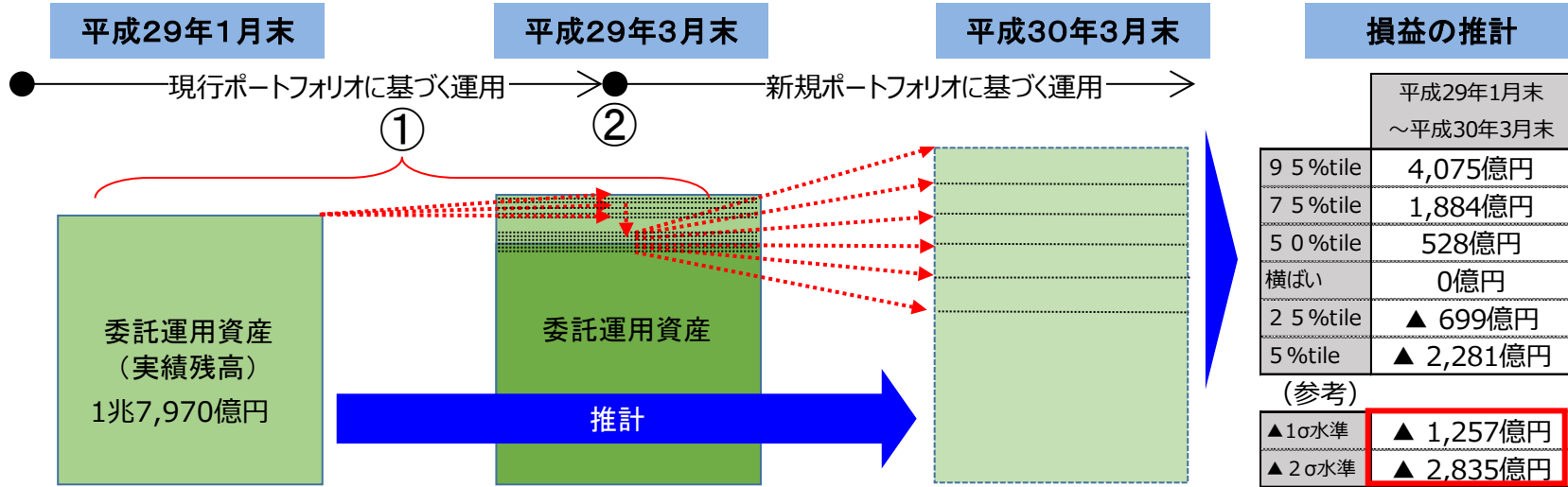
(資料) 平成28年7月 独立行政法人中小企業基盤整備機構「小規模企業共済資産 平成27年度の運用状況」(一部抜粋)

# ①モンテカルロ・シミュレーション

(現行ポートフォリオ2ヶ月間+新規ポートフォリオ12ヶ月間の推計)

モンテカルロ・シミュレーション※を用いて、委託運用資産時価総額の変動幅を推計。

※モンテカルロ・シミュレーション：前提条件（期待収益率・標準偏差・相関係数）に従ってランダムに発生させた値をもとに、数多くのシミュレーションを行うことで、理論的には予測が難しい事象でも近似解を導き出す手法。（今回は10万回のシミュレーションを実施。）



「%tile」：モンテカルロ・シミュレーションにより得られた計測値の分布を小さい数字から大きい数字に並び替え、パーセント表示したもの。25%tileであれば、計測値が100個の場合、下から25番目に位置する。

「σ（シグマ）」：確率変数が正規分布に従うと仮定した場合、データのばらつき度合いを表す数値

## ①【新ポートフォリオの資産比率への調整額の計算】

1月末の委託運用資産額・自家運用資産額を元に、3月末時点で新ポートフォリオの構成比に配分しなおすための資産調整額を計算。

## ②【平成29年1月末～平成30年3月末】の委託運用資産を、以下の要領で推計する。

<平成29年1月末～3月末>

- ・委託運用資産計算元本・・・1月末の委託運用資産（資産調整実施前）
- ・計算方法・・・委託運用各資産の期待収益率・標準偏差・相関係数（現行ポートフォリオ）を使って、モンテカルロ・シミュレーションにより、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間・・・2ヶ月

<平成29年4月～平成30年3月末>

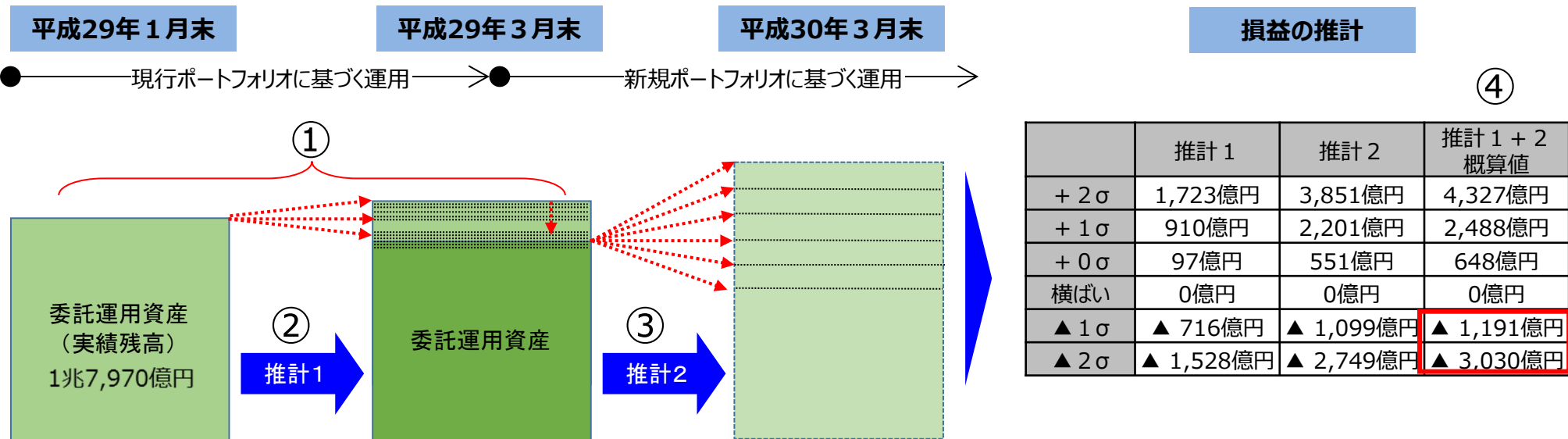
- ・計算元本・・・手前2ヶ月のシミュレーションで発生させた各パスに、①で計算した資産調整額を減じた金額。
- ・計算方法・・・委託運用各資産の期待収益率・標準偏差・相関係数（新ポートフォリオ）を使って、モンテカルロ・シミュレーションにより、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間・・・12ヶ月

(参考) 正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)

## ②期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計 (現行ポートフォリオ2ヶ月間+新規ポートフォリオ12ヶ月間の推計)

委託運用資産の期待収益率と標準偏差を用いて、委託運用資産時価総額の変動幅を推計。



### ①【新ポートフォリオの資産比率への調整額の計算】

1月末の委託運用資産額・自家運用資産額を元に、3月末時点で新ポートフォリオの構成比に配分しなおすための資産調整額を計算。

### ②【平成29年1月末～平成29年3月末の委託運用資産の増減の推計】(推計1)

推計には以下の数値を用いる。

- ・委託運用資産計算元本…1月末の委託運用資産額(資産調整実施前)
- ・計算方法…現行ポートフォリオに基づく委託運用資産全体の期待収益率と標準偏差から、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間…2ヶ月

### ③【平成29年3月末～平成30年3月末の委託運用資産の増減の推計】(推計2)

- ・委託運用資産計算元本…②で計算した「+0σ」水準の委託運用資産額から、①で計算した資産調整額を減じた金額。
- ・計算方法…新ポートフォリオに基づく委託運用資産全体の期待収益率と標準偏差から、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間…12ヶ月

### ④【平成29年1月末～平成30年3月末の委託運用資産の増減の概算】

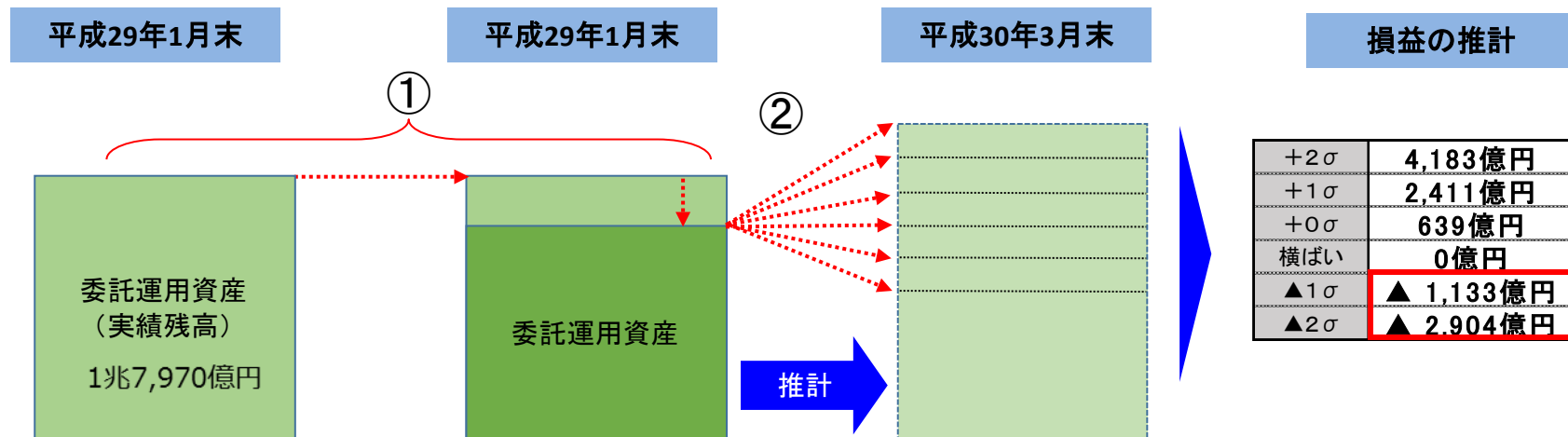
- ・当該期間中の期待収益率と、推計1の金額・標準偏差及び推計2の金額・標準偏差を用いて、損益の概算値を計算。

(参考) 正規分布における  
事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)

## (参考) 期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計 (14ヶ月推計 (新規ポートフォリオ利用))

委託運用資産の期待収益率と標準偏差を用いて、委託運用資産時価総額の変動幅を推計。



### ①【新ポートフォリオの資産比率への調整額の計算】

1月末の委託運用資産額・自家運用資産額を元に、新ポートフォリオの構成比に配分しなおすための1月末時点の資産調整額を計算。

### ②【平成29年1月末～平成30年3月末の委託運用資産の増減の推計】

推計には以下の数値を用いる。

- ・委託運用資産計算元本・・・1月末の委託運用資産額から、①で計算した資産調整額を減じた金額。
- ・計算方法・・・委託運用資産全体の期待収益率と標準偏差 (新ポートフォリオ) から、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間・・・14ヶ月

# 運用リスクを踏まえた付加共済金原資（まとめ）

## ① ▲1σ水準の運用リスクを見込んだ場合

（剰余金1,119億円） - （1,257億円） = ▲138億円  
 の欠損金が発生する見込み。  
 → 付加共済金原資は「0」となる。

## ② ▲2σ水準の運用リスクを見込んだ場合

（剰余金1,119億円） - （2,835億円） = ▲1,716億円  
 の欠損金が発生する見込み。  
 → 付加共済金原資は「0」となる。

（再掲）モンテカルロ・シミュレーションに基づく運用リスク推計

委託運用資産時価総額の変動幅 (平成29年1月末～平成30年3月末)	
95%tile	4,075億円
75%tile	1,884億円
50%tile	528億円
横ばい	0億円
25%tile	▲ 699億円
5%tile	▲ 2,281億円

（参考）

▲1σ水準	▲ 1,257億円
▲2σ水準	▲ 2,835億円

（参考）正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)



## (参考) 中小企業退職金制度における付加退職金の支給率の算定

### 1. 付加退職金

- 実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乗せされる金額。
- 計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。
- 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。

$$\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}$$

※43月目とその後12ヶ月ごとの月

(資料) 労働政策審議会 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会資料から抜粋

# (参考) 中小企業退職金制度における付加退職金の支給率の算定

## 2. 委託運用資産の推計方法

### 平成27年度支給率算定時

#### 平成26年度収支見込み

平成27年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、**ベンチマーク**\***収益率の過去の統計的データ**から、同年3月末時点の時価額を推計した。

- 2月の収益率 : 資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。
- 3月の収益率 : 資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「**平均値**」及び「**標準偏差**」を用いて、  
「**3月の収益率**」=「**平均値**」-「**標準偏差**」×2 として、安全率を加味して推計した。

→ 平成27年度支給率は「**0.0216**」

### 平成28年度支給率算定時

#### 平成27年度収支見込み

平成28年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、同年3月末時点の時価額を推計した。

- 2月の収益率 : 資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。
- 3月の収益率 : **収益率を「0」**とした。

→ 平成28年度支給率は「**0**」

\*使用しているベンチマークは以下のとおり。

国内債券 : NOMURA-BPI総合

国内株式 : TOPIX (配当込み)

外国債券 : シティグループ世界国際インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

外国株式 : MSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

(資料) 厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会

「平成27年度の付加退職金支給率について」、「平成28年度の付加退職金支給率について」から抜粋。

## (参考) 中小企業退職金制度における付加退職金の支給率の算定

### 3. 剰余金の取扱い

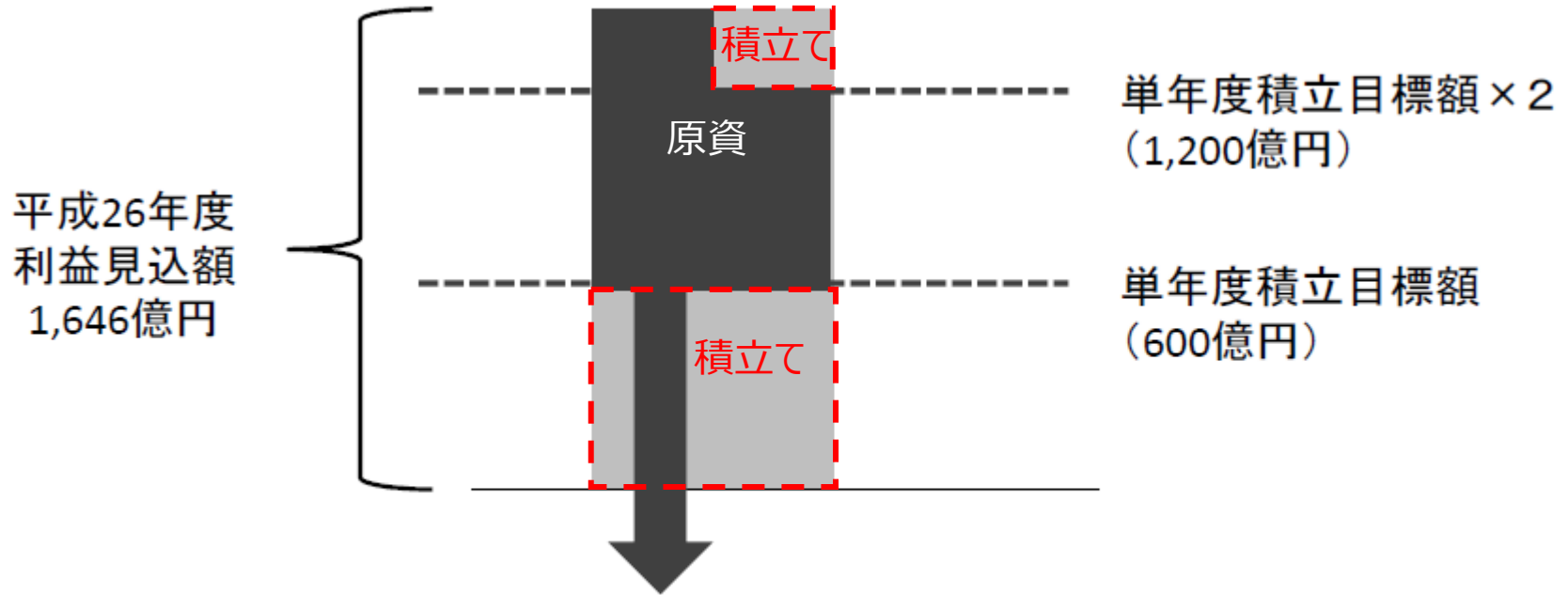
中小企業退職金共済制度では、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、次のような剰余金の積立てを実施。

- (1) 平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円を積み立てることとし、毎年度の目標額(単年度目標額)を600億円とする。
- (2) (1)を前提に、各年度で生じた利益を基本的に次のように処理する。
  - ①利益の見込額が1,200億円を下回る場合  
利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
  - ②利益の見込額が1,200億円を上回る場合  
利益の見込額の1/2を剰余金として積み立て、残りの1/2に相当する額を付加退職金に充てる。

(資料) 厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会  
「一般の中小企業退職金共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」から抜粋

# (参考) 中小企業退職金制度における付加退職金の支給率の算定

## (例) 平成27年度支給率の計算



平成27年度 付加退職金支給額:  $1,646 \text{ 億円} \div 2 = 823 \text{ 億円}$   
(付加退職金支給後の平成26年度の累積剰余金見込額は2,968億円)

$$\begin{aligned} \text{平成27年度支給率(案)} &= \frac{82,301,789,232 \text{ 円}}{3,804,672,248,231 \text{ 円}} \\ &= 0.0216 \end{aligned}$$

(資料) 厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会  
「平成27年度の付加退職金支給率について」から抜粋 (一部加工)

## (2) 「支給率」の決定 (まとめ)

### 付加共済金の支給率 (案)

- 運用リスクを▲ 1σ水準で見込むこととした場合でも、付加共済金原資は発生しない。
- 類似の制度である中小企業退職金共済では、付加退職金の支給率算定時に、運用リスク▲ 2σを見込んで付加退職金原資を算定し、支給を行っている。
- これらを踏まえ、平成29年度の支給率は「0」とするのが適切ではないか。

### ※ 今後の支給率算定にあたっての留意点

付加共済金原資の推計にあたり、運用リスクをどの程度見込むかについては、他の制度も参考にしつつ検討を進めるべきではないか。

## (参考) 付加共済金支給にあたってのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
支給する場合	<p><b>(制度運用)</b> 短期的には、期間の損益を適切に契約者に配分できる。</p>	<p><b>(制度運用)</b> 共済制度の安定性が低下する。</p>
	<p><b>(加入者)</b> 付加共済金相当分だけ、将来支給される共済金額が増加する。</p>	<p><b>(加入者)</b> 共済制度の安定性は低下するため、将来の劇的な市場環境の悪化等が共済財政に与える影響は強まる。</p>
支給しない場合	<p><b>(制度運用)</b> 共済制度の安定性が高まる。</p>	<p><b>(制度運用)</b> 短期的には、期間の損益を契約者に配分できない。</p>
	<p><b>(加入者)</b> 共済制度の安定性が向上するため、将来の劇的な市場環境の悪化等が共済財政に与える影響は弱まる。</p>	<p><b>(加入者)</b> 将来支給される共済金額に付加共済金相当分は加算されず、基本共済金相当額が支給される。</p>



# (参考) 付加共済金関連条文①

## ○小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）

### （共済金）

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する。

- 一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき（第七条第四項第一号に掲げるときを除く。）。
  - 二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷若しくは死亡により又は六十五歳以上でその会社等の役員でなくなつたとき。
  - 三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。
- 2 機構が支給すべき共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円ごとに順次区分した場合における各区分（以下「掛金区分」という。）に応ずる区分共済金額の合計額とする。
- 3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
- 一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
  - 二 三十六月以上 次のイから八までに定める金額の合計額
    - イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額
    - ロ **基準月**（その掛金区分に係る掛金納付月数が三十六月又は三十六月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月をいう。以下同じ。）に**第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額**（以下「**仮定共済金額**」という。）に、**それぞれ当該基準月の属する年度**（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）**に係る支給率を乗じて得た金額の合計額**
    - ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額
- 4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。
  - 二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。
- 5 第三項第二号ロ及びハの**支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額（同号ロの仮定解約手当金額をいう。）の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。**
- 6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。



## (参考) 付加共済金関連条文②

### ○小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

#### （解約手当金）

第十二条 共済契約が解除された場合であつて共済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは、機構は、共済契約者に解約手当金を支給する。

- 2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、経済産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。
- 3 解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - 一 第七条第二項若しくは第三項の規定により共済契約が解除された場合又は同条第四項第一号の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合（当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。） 掛金区分ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額
  - 二 第七条第四項の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合（同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたときを除く。） 掛金区分に応ずる区分解約手当金額の合計額
- 4 前項第二号の区分解約手当金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - 一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
  - 二 三十六月以上 次のイから八までに定める金額の合計額（その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額）
  - イ その掛金区分に係る掛金納付月数に依り政令で定める金額
  - ロ 仮定解約手当金額（基準月に第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額をいう。）に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る第九条第五項に規定する支給率を乗じて得た金額の合計額
  - ハ イに定める金額に、第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る第九条第五項に規定する支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額
- 5 第九条第四項前段の規定は、第三項第一号の政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定める金額について準用する。この場合において、第三項第一号に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの政令で定める金額は第九条第三項第二号イの政令で定める金額を下回るものでなければならない。
- 6 第九条第六項の規定は、第四項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第七条第四項各号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読み替えるものとする。

## (参考) 付加共済金関連条文③

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年六月一日通商産業省令第五十号）

（支給率）

第十条の二 法第九条第五項の当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額を合算して得た利益の額とする。

一 当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

イ 機構が当該年度の末日に積み立てる法第九条第三項第一号及び第二号イ並びに法第十二条第三項第一号並びに第四項第一号及び第二号イに定める金額（以下「基本額」という。）に係る責任準備金（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第十八条の責任準備金をいう。以下同じ。）の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる基本額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の基本額に係る支払の見込額から当該年度の掛金に係る収入の見込額を減じて得た金額との合計額

ロ 機構が当該年度の末日に積み立てる法第九条の三の規定に基づき分割払の方法により支給される共済金（以下「分割共済金」という。）の額に係る責任準備金の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の分割共済金に係る支払の見込額との合計額

二 当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額及び当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額（法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。）及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額

2 法第九条第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九条第一項各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号（同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。）に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

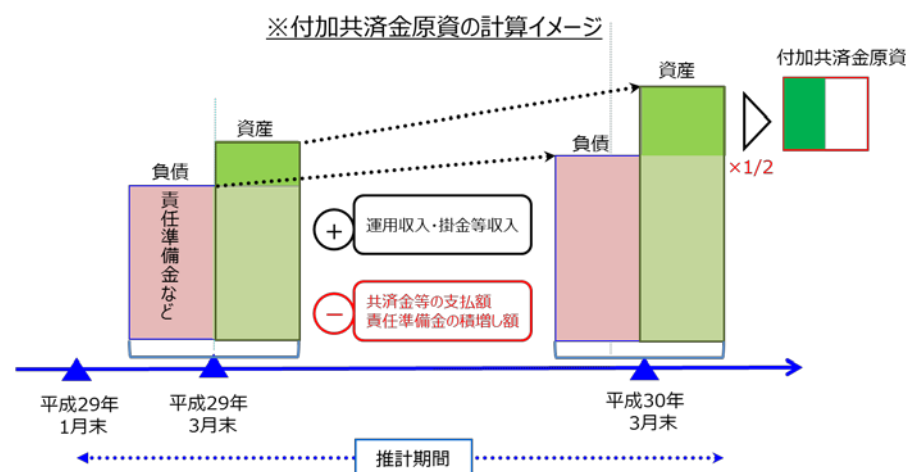
## (参考) 剰余金の取扱い

第5回共済小委委員会（平成27年12月14日）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1 / 2とし、残りの1 / 2を留保することとされた。

(支給額の基準となる率)

$$\begin{aligned}
 & \text{①'付加共済金に当てべき額} \left( = \frac{\text{①付加共済金原資額}}{2} \right) \\
 & = \frac{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}}{\text{①'付加共済金に当てべき額}} \\
 & = \frac{(\text{付加共済金原資1,119億円} - \text{運用リスク見込み額}^*)}{7兆7,671億円}
 \end{aligned}$$

※ ▲ 1σ水準：1,257億円、▲ 2σ水準：▲2,835億円



(参考)「小規模企業共済法」  
(共済金)

第九条 5 第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額（同号ロの仮定解約手当金額をいう。）の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(資料)「小規模企業共済制度の剰余金の取扱いについて」  
(平成27年12月第5回共済小委員会資料から一部抜粋)